

笛南中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月 策定

平成27年4月一部改訂

平成31年4月一部改訂

はじめに

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめをうけた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、平成25年9月に甲府市『いじめ防止対策推進法』が策定されたこと、平成30年12月に甲府市「いじめ防止基本方針」が改定されたこと。および、国の「いじめの防止策のための基本的な方針」に基づいて、生徒の尊厳を保持することを目的として、いじめの問題の克服に取り組むための対策を、全職員の共通理解の上で、総合的かつ効果的に推進するため、【**笛南中学校いじめ防止基本方針**】を策定する。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場を尊重しなければならない。また、いじめの背後にある事情を調査する。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめが「解消している」状態・解消の要件

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間を継続していること。この期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長

期の期間が必要である場合はより長期の期間を設定するものとする。

・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(3) いじめ防止等の対策に関する基本理念

<国の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<県の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<市の方針>

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。いじめ防止等のための対策は、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しなければならない。この視点に立ったとき、いじめ防止等の対策は、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の、思い遣る心の育成を図り、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. いじめ対策の組織

組織

【いじめ対策委員会】 (法22条)

〔構成〕 校長・教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭・(不登校担当)

〔運営〕 定例会議・・・週1回 特別会議・・・年3回(学期毎1回)

※定例会議は生徒指導部会を兼ねる

※重大事態発生時のいじめ対策特別委員会

〔構成〕 校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・当該学年主任・当該学級担任・S C

上記構成員に加え、必要に応じ、校医・学校評議員・スクールサポーター・他関係諸機関担当者への参加を要請する

3. 未然防止の取組

(1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

「日常の教育活動」と、「いじめを許さない環境づくり」の取り組み両面から、生徒個人・集団の高まりをを目指し、いじめを生まない土壌をつくるため、関係者が一体となった継続的な取り組みをおこなう。また、いじめの未然防止につながる研修・人権や法律上の扱いを学ぶ(発達障害、外国籍、性同一性障害、東日本被災、原発避難)を充実させ、教師の確かな現状把握力と、いじめの認識についての認知力・判断力を高める。

(2) いじめを未然に防止するための方策

①生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が、生徒にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、教師が作り出すものであり、学級経営の土台とも言えるものである。文字通りに学級や学年・学校を生徒ひとり一人の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、生徒が安心して過ごすことのできる場所とすることが必要である。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じる時に結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定すること攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめる

こともなくなるものであることから、教員ひとり一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

加えて、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、充実感を得る学校生活づくりに学校、家庭、地域社会が一体となって推進する。

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や生命尊重・規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じておこなう道徳教育の充実には、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない自律した人間を育てることができる。生命尊重の精神を重視し、かけがえのない命の尊さを学ぶだけでなく、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うことで、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格や人権を尊重する能力を養うことに繋がる。

同様に、「してはいけないことはしない」「きまりを守る」といった規範意識を学び、社会人として集団の中で他と協調しながら生きていく道徳性も育てることも大切である。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的判断力、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

③分かる授業、すべての生徒が参加し活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。生徒が学校で過ごす中で一番長い授業の時間が、生徒に対する精神的重圧や負担になってはいないか、よく吟味し、授業を精査する必要がある。学力差によることなく、どの生徒も参加し活躍できる授業づくりの工夫に努める。

④異年齢集団間、小中連携、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い中学校の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、固定化することが多い。その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切に、学年間の交流、小中連携など異校種間での取り組みを有効活用して、どの生徒にも「活躍できる場」を提供する。

⑤いじめ問題に対する学校の取り組み評価を PDCA サイクルで行い、取り組み内容の検証を行う。

児童生徒の実態にあった「いじめ取り組み評価アンケート（仮称・無記名を原則とする）」を作り、年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童生徒の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し、今後の指導に活かす。また、学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。いじめのメカニズム、特徴、事例などを学ぶ研修の場をつくり、全教職員によるいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるようにする。

⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組みことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

⑧職員会議、校内研究などにおいて、教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて、職員会議等を利用し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修を行う。教職員がいじめについて自らの取り組み評価を行う機会を年一度以上設ける。

※必要に応じ、参考として国研「いじめに関する校内研修ツール」を用いる。

⑨行事、会議を精選し、生徒と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、職務の多忙化を解消し、生徒と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校行事の精選、会議・研修の見直し、日々の業務の見直し等を図る。

⑩学校だけでは対応できない事案において、警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

交通安全教室や、サイバー犯罪教室などを年間計画の中に今後も継続した位置づけとし、生徒の啓発活動を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

①生徒が自主的に行う生徒会活動や、少年議会・小中連携の取り組みなど各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

生徒会が中心になって行う「いじめ防止」「いじめ根絶」等の活動を企画・実行して、生徒が自ら取り組み、その成果を発表・確認できる場を設ける。また、少年議会などで提案された「いじめ撲滅宣言」に沿った諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう、適切に支援する。

4. 早期発見の取組

(1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

- ・生徒に対し全人格的な接し方を心がけ、日頃より生徒との深い人間関係の構築に努める
- ・養護教諭、SCなど専門家との連携も念頭に、生徒の生活実態のきめ細かな把握に努める
- ・生徒や保護者からの訴えはもちろん、兆候等の危険信号はどんな些細なものも真剣に受けとめる
- ・早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知することに努める。
- ・生徒の人間関係の変化を気にかけて、問題行動発生時には同時にいじめ発生の可能性に対し留意する

(2) いじめを早期に発見するための方策

①普段から児童生徒への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

いじめアンケート（本校「生活に関するアンケート」）などは、いじめの発見に重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識する。まずは生徒の日常の観察や連絡ノート（生活のあゆみ等）への記述、二者懇談、保健室での様子などを通して、生徒と直接関わりをもち指導していく中で、いじめの早期発見に努める。全職員は共通理解をもって、校長のリーダーシップの下で速やかに対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、生徒自身、そして生徒の問題と向き合っ

②いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「生活についてのアンケート」を定期的実施する。アンケートが、教師の気づかない潜在的なものも含めたいじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。また、アンケートの結果については、学期末に各学期ごとの調査結果として市教育委員会に報告する。（市作成の報告書式に準じたアンケートを用いる）

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、生徒がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、相談室や保健室などでいじめ相談を受けることができる場所の存在を生徒に周知徹底し、生徒の安心・安全を確保できる体制や環境を整備して、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる外部諸機関等についても保護者に対しても含め日常から広く広報する。

5. いじめへの対処

(1) いじめの対処に関する基本的な姿勢

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つこと
- ・「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念を持つこと
- ・加害生徒に対し毅然とした態度で接し、社会性の向上、人格の成長に主眼をおき指導を行うこと

(2) いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

事故・災害等発生時の危機管理マニュアルフローチャート同様、いじめの認知以降においてからの対応の手順について、全職員が明確に理解し、確認しておく。被害生徒、保護者の心情を察する上で、いじめの認知以降は、できうる限りの速やかな対応が必要となる。管理職のリーダーシップの下で指導を迅速に進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、「いじめ対策支援チーム」* に依頼し、解決を図る。

教育上必要な継続指導を行っているにもかかわらず難しい事案や解決が困難なケース、あるいはその可能性が予見されるケースがあるなどと判断したとき、担任個人や一部の教員だけで抱え込むことなく、ためらうことなく、「いじめ対策支援チーム」* に支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取り組みを行う。

※いじめ対策支援チーム・・・市が組織させ、自立支援カウンセラー、心理療法士、発達相談員などのほか、必要に応じて専門家が所属する支援チームをさす。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に
関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。また、保護者に対して PTA 総会、授業参観、入学式などを利用し、学校が必要な啓発活動に努めるよう促す。

SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした生徒に対し削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会（いじめ防止連携会議）を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談してネット上の管理運営者に対して削除を依頼するなど適切な措置を講じます。

※いじめ防止連携会議には、法務局、警察などの専門職がいます。ネット上の書き込みに対する削除依頼を行うことができます。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童生徒に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童生徒に対しては校長の判断の下において迅速かつ適切な必要な措置を講じるほか、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童生徒を守る」「いじめは絶対に許さない」という断固たる姿勢で対応する。

いじめの重大事態については、市基本方針および「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針（平成30年9月改定）」「山梨県教育委員会」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

⑤加害生徒、被害生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害生徒及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、被害生徒を徹底して守り通すことや、秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害生徒の継続的見守りなど、当該生徒の安全を最優先に確保する。

一方、加害生徒とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調した生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。指導時には学級全体で話し合わせるなど、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という毅然とした態度を集団に行き渡らせるように努める。

6. いじめ対策年間指導計画

月	全体指導計画	未然防止	早期発見	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策基本方針の確認 登校指導 いじめ相談窓口の周知（SCの紹介） いじめ撲滅宣言（生徒会主催） 家庭訪問 	○	○	○
5	<ul style="list-style-type: none"> 二者懇談（主に1年生対象） 	○	○	
6	<ul style="list-style-type: none"> 命の学習集会（3年生） 	○		
7	<ul style="list-style-type: none"> 生徒とPTA懇談会 生活についてのアンケート① いじめ調査（アンケート）分析・対応 3者懇談 	○	○	○
8	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導 いじめ防止職員研修会 	○	○	○
9	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導 PTAふれあい活動 	○	○	
10	<ul style="list-style-type: none"> PTAふれあい活動 	○		
11	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル学習会 	○		
12	<ul style="list-style-type: none"> 生活についてのアンケート② いじめ調査（アンケート）分析・対応 3者懇談 	○	○	○
1	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート（生徒・保護者） 		○	○
2	<ul style="list-style-type: none"> 生活についてのアンケート③ いじめ調査（アンケート）分析・対応 	○	○	○
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ取り組み評価アンケート いじめ防止取り組み評価会議 	○		○

その他 いじめ対策委員会・週1回（生徒指導部会を兼ねる）
 道徳の時間・週1回の中で「思いやり」「生命尊重」「人権」「規範意識」等の学習